

各地方運輸局 鉄道部長 殿

鉄道局技術企画課長

「鉄道に関する技術上の基準を定める省令等の制定に伴う取扱いについて」
の一部改正について

「鉄道に関する技術上の基準を定める省令等の制定に伴う取扱いについて」(平成 1 4 年 3 月 8 日
付け国鉄技第 1 6 4 号)を下記のとおり改正したので、遺漏なきよう取り計らわれない。

記

鉄道に関する技術上の基準を定める省令関係を次のように改める。

1 6 を 1 7 とし、5 から 1 5 までを 1 ずつ繰り下げ、4 の次に次の 5 を加える。

5 第 2 9 条 (地下駅等の設備) 関係

解釈基準 8 の係員の火災発生時の対応、教育・訓練及び消防機関との連携について

(1) 解釈基準 8 (1) の「係員の火災発生時の対応に関すること」とは、地下駅等で火災が発生した場合に、鉄道係員が行う初期消火、避難誘導等の方法、手順等をいう。

このため、地下駅には、次に掲げる事項について、鉄道係員の本来の役割を踏まえて、その方法及び手順を停車場ごとに定め、それを備えておくこと。この場合、列車に乗務する係員や停車場の要員配置の実態及び停車場の構造等に応じたものとする。

消防機関等への通報

旅客への火災発生周知等情報の提供

排煙設備等の火災対策設備の動作確認・操作

初期消火

旅客の避難誘導

(2) 解釈基準 8 (2) の「係員に対する教育」とは、火災発生時に鉄道係員が、初期消火、避難誘導等を迅速かつ的確に行えるよう平常時における防災教育を行うこと及び自衛消防活動能力の向上に努めることをいう。

「訓練」については、計画を定めて 1 年に 1 回以上定期的に行うこと。また、「訓練」を行った後は、その事後評価を行うこと。

(3) 解釈基準 8 (3) の「消防活動上有効な情報」とは、事業者として消防機関へ協力できるものとし、平常時においては、各種火災対策設備の配置図、防災体制等を、火災発生時には、旅客の避難状況、火災対策設備の作動状況等をいう。